



日本オーストリッチ協議会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は（以下、協議会という）、日本オーストリッチ協議会と称する。

英名：JAPAN OSTRICH COUNCIL

略称：J. O. C.

(目 的)

第2条 協議会は、オーストリッチ（エミュー等他の走鳥類を含む）の畜産業としての育成と普及を通して、新しい消費文化を創造し、国民に「未来型生活資源の提案」を推進し、更に日本における畜産業界の新たな発展と健全なる振興を図るための礎となることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) オーストリッチの生産並び流通における各業界の環境整備。
- (2) オーストリッチに関する適正な情報の配信。
- (3) オーストリッチの畜産・流通業界への新規参入者の誘致並び専門家への斡旋。
- (4) オーストリッチ産業に関する各種研究会並びセミナーの開催。
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事業。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第4条 協議会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 協議会の目的に賛同して入会した個人または法人。
- (2) 特別会員 協議会の目的のために会長または支部が推薦し、理事会の承認を得たもの。
- (3) 名誉会員 協議会の役員を歴任し、産業及び協議会活動に多大な貢献をし、理事会が推薦した個人。

(入 会)

第5条 協議会の会員になろうとするものは、入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(年会費)

第6条 会員は、年会費を納入する。

- 2 年会費の額は、総会の議決を経て決定する。
- 3 年会費は、毎事業年度分とし、中途入会者についても同様とする。
- 4 特別会員及び名誉会員は、年会費を免除する。

(退 会)

第7条 協議会を退会しようとするものは、退会届を提出し理事会の承認を得るものとする。

- 2 既納の年会費は返還しないものとする。

(除 名)

第8条 会員が本協議会の名誉を傷つけ、または趣旨に反する行為があったときは、理事会において討議の結果、その者を除名することができる。

- 2 除名の場合においても、第7条、2項に準用し、会費は返還しないものとする。
- 3 本協議会の年会費の2年間未納者については、除名処分とする。

第 3 章 役 員 等

(役 員)

第9条 協議会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常務理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。但し、総会で必要と認めるときは会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、会長が指名する。

(役員職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位に従い、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務を執行する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(顧問等)

第13条 協議会は、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

第 4 章 会 議

(種類及び招集)

第14条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会及び理事会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総 会)

第15条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に

招集する。

- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとときに招集する。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 事業年度の事業計画及び収支予算
- (2) 事業年度の事業報告及び収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) その他重要事項

(総会の定足数等)

- 第17条 会員は、それぞれ1個の表決権を有する。
- 2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(書面表決)

第18条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。

この場合において、書面表決者または表決の委任は会議に出席したものとみなす。

(理事会の議決事項)

第19条 理事会は、会長が必要と認めたとときに招集し、理事会の上部機関として会長、副会長、常務理事によって構成される常務会を設置する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 協議会の運営について重要な事項
- 2 緊急を要する事項で、総会に付議できないときは理事会の議決をもって専決処分とする。
 - (1) 専決処分したときは、会長は次の総会において報告しなければならない。

(規定の準用)

第20条 第17条の規定は、理事会に準用する。

第5章 支部

(支部)

第21条 協議会は必要に応じて各地に支部を設置し、本部を協議会事務局内に置く。

- 2 支部の規約は、原則として協議会会則に準ずるものとするが、支部において支部総会が必要と認めたとときは別途支部規約を設けることができる。
- 3 支部役員は、支部総会において所属する会員の互選によって選任する。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第21条 会長は、理事会の同意を得て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する事項は、理事会の同意を得て、会長がこれを定める。

第7章 事務局

(事務局)

第23条 協議会に、事務局を置く。

第8章 会計

(事業年度)

第24条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第25条 協議会の経費は、会費、事業収入、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計書類等)

第26条 会長は、事業年度終了とともに次の書類を作成し、通常総会開催の15日前に監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支に関する決算書類
 - (3) その他必要な付属書類
- 2 監事は、事前の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。
 - 3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告について、総会の承認を得たあと、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

第9章 雑則

(細則)

第27条 この会則に定めるもののほか、協議会の事業運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成9年5月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成9年度の事業年度は第24条の規定にかかわらずこの会則施行の日から翌年3月31日までとする。
- 3 設立前の入会については、総会成立をもって、第5条の規定にかかわらず承認があったものとみなす。

(条項変更)

- 4 平成10年5月22日通常総会第5号議案可決により、一部変更する。
- 5 平成11年6月14日通常総会第5号議案(1)可決により、一部変更する。
- 6 平成13年5月18日通常総会第5号議案(1)可決により、一部変更する。
- 7 平成14年5月27日通常総会第5号議案可決により、一部変更する。
- 8 平成23年5月27日通常総会第5号議案可決により一部変更する。